

ミーティングルームを使用される皆様へ

一時使用部屋は、「京都府男女共同参画推進条例」に基づき、男女の自立とあらゆる分野における男女共同参画の推進を目的とする団体・グループの学習、活動の場として提供しています。

気持ちよくご使用いただくためにも、注意事項をお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

京都府男女共同参画センター らら京都

<使用上の注意事項>

- 部屋の使用前後は、センターへお知らせください。
(鍵の解錠、閉錠をセンターがいたします。)
- 使用時間は厳守してください。使用時間には準備、後かたづけに要する時間も含めます。
(午前 9:00~12:00 午後 13:00~17:00 夜間 17:00~19:00)
- ミーティングルームでパソコン、プロジェクター等をお使いになる場合は、事前にお申し出ください。
- **パソコンは動かさないでください。**
- 壁等に貼紙をする場合は、専用のテープを貸し出します。事前にお申し出ください。
- **ミーティングルーム内での飲食は禁止します。水分補給等は、室外で行ってください。**
- パソコンに悪影響を及ぼす可能性がある(手芸、化粧、ネイル等)講座等は、お断りさせていただきます。
- 館内において無断で物品、飲食物等を販売することを禁じます。
また、他の方への迷惑となる行為は行わないでください。
- 終了後は、
 - ・ 机、椅子、付属機器等を使用前の状態に復帰してください。
 - ・ 電源は全て抜いて、窓は施錠してください。
 - ・ 部屋の電気は、消してください。
- 使用中に施設等を破損、紛失をしたときは使用者に、その損害を賠償していただきます。

その他、ご使用していただく上で、質問等がありましたら
センター事務室までお越しくください。